

# 高根沢町空き家等の適正管理に関する条例

町では『空き家等の適正管理に関する条例』を制定しました。この条例において、所有者等の“責務”を明らかにするとともに、町が、危険な状態の空き家等があると認める場合、所有者等に対して指導を行うなど、必要な措置を行うことで、安全で安心なまちづくりの推進を図ります。

## “空き家等”とは？

“空き家等”とは、常時無人である『建造物』その他の『工作物』やそれらの敷地をいいます。

条例で対象となるのは、町内に所在する適正な維持管理が行われていない危険な状態の空き家等をさします。

## 指導等の対象となる“危険な状態”の空き家等とは？

周辺の生活環境の保持に著しく支障を及ぼしているものや、町民等の生命、身体、財産に被害をおよぼすおそれのある空き家等です。

例えばこのような状態・・・

- 空き家等の屋根や外壁などが壊れていて、ご近所の家や歩行者にぶつかるおそれがあるもの
  - 建物等の破損により、不特定の者が侵入し、犯罪などが誘発される危険があるもの
  - 敷地内にある樹木が繁茂や害虫の発生などにより、周囲の生活環境の保持に著しく支障を及ぼしているもの
- など、周辺への危険が具体的に確認できる空き家等です。



## 所有者等の“責務”

所有者等は、自らの『責任』において空き家等が危険な状態等にならないよう、常に安全な管理をしなければなりません。

※管理をせず他人に損害を与えた場合には、所有者が損害賠償などの管理責任を問われることがあります。【民法第717条 工作物責任】

## 危険な状態等の空き家等に対する町の対応

町は、適正な維持管理が行われておらず危険な状態と認める空き家等の所有者等に対し、原則、以下の手順により、指導や命令等の措置を行います。

### 調査

管理不全であり危険な状態と思われる空き家等を把握した場合、所有者等の『実態調査』や『立入調査』を行います。

### 指導・助言

調査により危険な状態等であると認められた場合、所有者等に対して改善を求める『指導・助言』を行います。

### 勧告

指導等をしたにもかかわらず改善されない場合、所有者等に対して、期限を定めて改善を求める『勧告』を行います。

### 命令

改善できない正当な理由がないのに、当該勧告に従わないときは、期限を定め必要な改善を行うよう『命令』します。

### 公表

改善できない正当な理由がないのに、当該命令に従わないときは、予め意見を述べる機会を与えた上で、住所や氏名、命令内容等を『公表』します。

#### 《空き家等に関する相談窓口》

〒329-1292 高根沢町大字石末2053番地

高根沢町地域安全課 地域安全係 Tel 028(675)8110

条例は、町のホームページで閲覧やダウンロードができます。

<http://www.town.takanezawa.tochigi.jp/life/anzen/akiya.html>

